警察局前の衝突は 一般の心理狀態では無い

極く少數者の野次的に生じたものと 賀川氏證言し無抵抗主義に就て辯ず

川崎爭議公判の昨證人調

川崎爭議事件の證人調べは十四日午前十一時半から神戸地方裁判所大法廷で開廷、[illegible]裁判長の係り、[illegible]檢事立會の上で行はれた、[illegible]に依つて當日は[illegible]の辯護士[illegible]傍聽席は滿員の盛況[illegible]開廷されるや第一に證人[illegible]大國病院[illegible]が喚問され、裁判長から訊問が始まり

裁「當時の傷は何に依つて負はされたか」大「諸刄物の傷であつた」裁「問題の槍か鎗か」大「日本刀である事が明白であつた」裁「其時は自分が突刺された時振向いて見たら巡査が拔劍して居たと云つて居た死の原因は急性腹膜炎であつて傷の爲めに起り死亡したものではないか」と死因に就いて詳しく訊問し辯護士から[illegible]が證人に尋ねるがますと前提して「諸刄と言はれるは日本刀即ち巡査の劍の如くなつて居るものを意味するのであるが其當時諸刄と云ふ事が槍や鎗のやうな具合に刄の付けてある如く言はれて居たが其點は何うであるか」と質問すると證人は「前に諸刄と稱して日本刀即ち巡査の劍のやうなものゝ意味であるのであれが片刄なれば私は以前の旨を取消して片刄物であると訂正します」と答へ被告に有利の證言を與へ傍聽者を喜ばせた、次に約四五十分に亘り賀川豐彥氏の訊問に入り

裁「示威運動の禁止されたことを聞いたか」賀「示威運動の形式を禁じたと思つた、だから屋外運動をやつたので神社參拜は三々伍々に參拜したものである」裁「三々伍々とは何んの事か」賀「バラ／＼に行く事である、最初は三々伍々であつたが群衆心理で一緒になつたので問題の起らないやうに注意した、警察局前の衝突は極く少數の者の野次的に生じたもので一般の心理狀態では無い」と有利な證言を爲し

裁「神社參拜の發案者は誰か」賀「自分である」裁「三円と紙な所持する事を聞いたか」賀「聞いた」裁「誰が言つたか」賀「誰かよく覺へて居ない」裁「證人は豫審廷で野倉が言つたと述べて居るが什うか」賀「それは想像であつたので豫審では野倉でしやうと云つたのである」裁「神社參拜は示威運動にならないか」賀「自分はならないと思ふ、それは四つの條件があつて其動機、目的、方法、結果に於てである、示威運動は各々勞働歌など合唱し旗幟○を振り翳し隊を組むもので會社の近くを練り廻るものである、あの時の參拜は○も無く隊も組まず退つたもので退切者が無い事を一般官民に見て貰つて同情を求ある爲めに行つたのであるそして且つ又神に祈りを捧げて哀願したのであるから示威運動で無いと思ふ」と明確に述べ裁判長から一日一社にせよとの命があつたかとの問に對して命令はない一日一社にして呉れんかとの頼みがあつたと答へ更に證人の無抵抗主義とは何かと尋ねられて

賀「暴力を用ゐない事である、其當時私を始め幹部連の周圍には危險が伴ふて居た、之は警察隊や其他の者が付け狙つて暴力を加へんとしたのであるが是に對して抵抗せない事を注意したのである」と答へ訊問を終つた

すると刑事辯護人今井博士は裁判長に向つて、證人が拘束された時の模樣を參考までに聞かせて貰ひ度いと求めたが裁判長は『許しません』と却下し次に元川崎工の[illegible]來呵太が訊問さる、裁判長に十[illegible]月二十七日神社參拜を決議した經緯を尋ねられて

出「當日の會場は二つの問題があつて一つは特別行商の案で一つは神社參拜である、其一つは自分が發案したもので滿場一致で可決し、今一つは野倉万治から提案したものであつて三々伍々の參拜を示威運動と誤認されはせぬかと思つたので聞いて見たが其際示はないとの返事であつた」裁「無抵抗主義變更の議があつたか」出「質問があつた樣に思ふ」と答へ十二時半一ト先づ休憩した

拔劍する程

爭議團側に有利の證言

次回十七日開廷し檢事の論告ある筈

午後二時再開、磯野三宮署長は職服で判官席の前に立ち裁判長の訊問に對し二十九日多數の群衆が生田神社前に押し寄せて居たので賀川豐彥氏に對し解散する樣に又野倉方治に對しても同樣に申渡したのである」と答へ次で梶原湊川署長は同樣官服姿で一日一社にせよと命令したのは警察の方針であつたのだと證言し次いで伊藤友次郎は裁判長に對して湊川署長から參拜は一日一社にして呉れとあつたので最高幹部會を開き前に決議した通り一日二社にする旨を野倉に代つて自分が電話で署に返事したので其時署長はそれでは仕方が無いと云はれたのですと前證人の旨を反證し

高橋八三郎の被告に有利な證言があつた後大阪每日新聞記者[illegible]崎榮氏は衝突の起つたまでの經路を聞かれて「經路が違ふが大體は同樣であります」と答へて

裁「證人は其の際傷をしたが」岩「致しました」裁「何故したか」岩「警官の爲めに職工が追まくられ居たので其光景を當日の夕刊に載せる爲め同僚一名と危險を冒して見て居た處を追られたので同僚が血の流れて居るのを見て知らせて呉れたので自分は氣が付いたのである」裁「杖か誤[illegible]した

終つて三輪辯護人は證人と衝突の模樣を尋ねられて

岩「乘馬が走つて居たので自分も一緒に馳て居たのであるが衝突したのは騎馬巡査が何うしたキッカケか馬にアブミを入れて職工の中へ飛込んで來たので職工が一時に引返し又盛返す等數回迎つたものであつて其間悲鳴を擧げながら職工團は蜘蛛の子を散らしたやうな有樣であつた」と答へ

尙辯護人から新聞記者として最も公平に其時の意見を述べて貰ひ度いと云ふや證人は、證人として意見を述べる事が出來なければ述べると應答すると裁判長は巡査が拔劍したのをどう思ふかと尋ね證人は『拔劍する程のものでは無かつたやうに思ふ』と答へ

次に和田[illegible]作、坪内才次郎、池田竹夫、津野鶴太郎等の證人何れも職工側に有利の證言を爲した、尙證人中の神[illegible]國夫は當日不參の爲め來る十七日に行はれる檢事の論告前に喚問する事となり十七日に引續いて十八、十九日の兩日續行辯論を爲すに決し午後五時閉廷した

『刺された傷が死因だ』

川崎爭議事件續行公判

川崎爭議事件に對する續行公判は十四日午前十時半から神戸地方裁判所の大法廷で開廷

直に證據調に入り同日證人として出廷した大國病院醫師[illegible]田芳助(評)は當時警官の拔劍に傷き倒れた[illegible]の負傷に關し

左の[illegible]部を背後から刺されたもので兇器は調べる事は出來なかつたけれども片刄即ち日本刀のやうなものではなかつたかと想はれます、當時[illegible]は警官の為に刺されたと申して居りましたが同人は治療の効もなく急性腹膜炎で死亡しましたそれは此の傷が原因したもので初の診斷書にある兩刄云々は誤りです

と述べ次で賀川豐彥氏は爭議當時の模樣から最高幹部會の組織工場管理神社參拜等の各事項に亙つて詳細なる供述をなし最後に

『神社參拜は動機方法目的結果から見て示威の爲の參拜ではなかつた』と各被告に有利な證言を試み

『當時警官の拔劍取締は嚴重を通り越して居る我々は戒嚴令下に運動を續けて來たやうな感があります』と答へ更に今井、高山兩辯護士から發した無抵抗主義其の他の質問に答へ

引續き當時から最高幹部の一人であつた出來直太郎(三二)の訊問に移つて午後零時半休憩

午後一時再開湊川、磯野三宮兩署長新聞記者當時の最高幹部其の他の證人調に入つた

[illegible]